

- 認定事業者は、利活用者(匿名加工医療情報取扱事業者)の研究開発ニーズ等を踏まえ、適切な匿名加工医療情報を作成。
- 認定事業者は、匿名加工医療情報の提供の是非の判断に際し委員会の審査を経て、利活用者に提供。
- 匿名加工医療情報については、認定事業者と利活用者との間の契約により、適切な安全管理措置が確保される範囲内において利活用しなければならない。(他の利活用者への提供には、認定事業者の許可・契約が必要。)

